

○附属機関の設置に関する条例

昭和二十八年四月一日
福岡県条例第三十九号

附属機関の設置に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置に関する条例

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第二条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として置かれるものとし、その担任する事項は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

（昭二九条例一一・昭三三条例一二・一部改正）

第三条 前条の附属機関の位置、組織、所掌事務、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

別表（第二条）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福岡県行政改革審議会	県行政の制度及び運営に関する改革の課題及び改善の方策について調査審議すること
	福岡県公務災害等補償認定委員会	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和四十三年福岡県条例第四号）第三条第二項の規定による実施機関が行う公務上の災害又は通常による災害の認定について意見を述べること
	福岡県公務災害等補償審査会	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例第十七条の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行うこと
	福岡県いじめによる重大事態再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項の規定による調査の結果について、同法第三十条第二項及び第三十一条第二項の調査等を行うこと
	福岡県自治紛争処	地方自治法第二百五十一条に規定する普通地方公共団

理委員	体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、同法第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び同法第百四十三条第三項（第百八十一条の五第八項及び第百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又は同法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理すること
福岡県総合計画審議会	総合的かつ基本的な計画及びその実施等に関し必要な事項について調査審議すること
福岡県社会福祉審議会	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項の規定に基づく機関として、同項及び同条第二項の規定による社会福祉に関する事項並びに同法第十二条第一項の規定による児童福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等を行うこと
福岡県がん登録情報利用等審議会	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）の規定により合議制の機関の意見を聴くこととされた事項について意見を述べること
福岡県薬事審議会	薬事に関する県の事務及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項について調査審議すること
福岡県青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護、きよう正等に関する必要な事項を調査審議すること
福岡県労働政策審議会	労働に関する重要事項（職業能力の開発に関する事項を除く。）について調査審議すること
福岡県中小企業対策審議会	中小企業対策に関する重要事項について調査審議すること
福岡県中小企業調組合協約に関する重要事項を調査審議すること	

	停審議会	
	福岡県大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）に規定する大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に関する重要事項について調査審議すること
	福岡県観光審議会	観光事業に関する重要事項について調査審議すること
	福岡県酪農調整審議会	酪農に関する重要事項について調査審議すること
教育委員会	福岡県教職員身体検査審議会	福岡県教育委員会の任命に係る職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議すること
	福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策、同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと
	福岡県教育振興審議会	学校教育及び社会教育の振興その他の重要事項について調査審議すること